

### 議案第 3 号

関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

#### 提案理由

社会教育委員及び公民館運営審議会委員の報酬を改定するため、この条例を定めようとする。

関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|    |        |
|----|--------|
| 年額 | 21,000 |
|----|--------|

」を「

|    |       |
|----|-------|
| 日額 | 6,500 |
|----|-------|

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。